特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

潮来市は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県潮来市長

公表日

令和7年10月10日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	国民年金関係事務
	国民年金法に基づき、国民年金に関する届出の受理及び日本年金機構への報告を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。
②事務の概要	1. 第1号被保険者及び任意加入被保険者の資格取得・喪失,種別変更,住所・氏名等の変更に係る届出の受理及び報告 2. 保険料免除,納付猶予,学生納付特例及び法定免除の申請・取消の届出の受理及び報告 3. 保険料免除申請者及び保険料未納者の所得情報等の提供 4. 年金裁定請求その他給付に係る届出の受理,審査及び報告 5. 年金受給者の現況届等の受理,審査及び報告 6. 年金受給者の所得情報等の提供
③システムの名称	国民年金システム 統合宛名システム 総合窓ロシステム
2. 特定個人情報ファイル・	名
国民年金被保険者台帳ファイル 年金受給被保険者台帳ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項及び別表第46の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令 第24条の2
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用寺に関する法律第19条第8号別表 【情報照会の根拠】第72,73,74の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務及び情報を定める命令 第26条の2,第26条の3,第26条の4
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	市民福祉部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	
請求先	〒311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 総務部 総務課 TEL(0299)-63-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイル	
連絡先	〒311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 市民福祉部 市民課 TEL(0299)-63-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年10月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和	17年10月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 5番又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書	
されている。	心(成法)に りいては、てれ	16.46至总项口計画	音スは主視日計 音1-65いし、ソヘノ	ノン) 犬 ひと 計・川 ル・60 単人	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	システムを通じた	-入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	శ్]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	ð]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを	通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Ε	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	ð]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である		

3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際に情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。				

9. 監査				
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> [十分に行っている] 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと素	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する			
[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみに設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスするため。			

変更簡	項目	変更前の記載	変更後の配載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	市民福祉部 保険年金課	市民福祉部 市民課	事後	
平成28年4月1日	①部署 I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 川井恒夫	市民課長 今泉 典子	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問い合せ	〒311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 市民福祉部 保険年金課 TEL(0299)-63-1111(代表)	〒311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 市民福祉部 市民課 TEL(0299)-63-1111(代表)	事後	
平成29年9月30日	1 関連情報 1、特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に関する届出 の受理及び日本年金機構への報告を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱 ・第1号被保険者の資格取得・喪失・程別変 更、氏名・住所の変更等に関する届出の受理 及び報告 ・2 任意加入被保険者の資格取得・喪失申出 の受理及び報告 ・3、保険料免除、納付猶予及び学生納付特例 の申請・取消の届出の受理及び報告 ・4、法定免除の届出の受理及び報告	国民年金法に基づき、国民年金に関する届出の受理及び日本年金機構への報告を行う。扱うに国人の英理及び日本年金機構への報告を行う。扱う。 1、第1号被保険者及び任意加入被保険者の資格取得一套失。租別変更、住所・氏名等の変更に係る届出の受理及び報告。2、保険料免除、納付額予、学生納付特例及び法定免除の申請・取消の届出の受理及び報告。3、保険料免除申請者及び保険料未納者の所得情報等の提供。4、年金裁定請求その他給付に係る届出の受理。審査及び報告。5、年金受給者の現況届等の受理、審查及び報告。6、年金受給者の所得情報等の提供	事後	
平成29年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム 統合宛名システム	国民年金システム 宛名宛名システム 中間サーバー	事後	
平成29年9月30日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号) 第9条第1項及び別表第1 31の項	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号) 第9条章・項及び別表第1310項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 名令で定める事務を定める命令 第24条の2	事後	
平成29年9月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年9月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
平成30年1月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第7号 別 業第二 【情観景会の根拠】第47、48、500項 ・行政手続しおける特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別素第二の主務 省令で定める審接及び情報を定める命令 第 28条の2、第26条の3、第28条の4	事前	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	市民課長 今泉 典子	市民課長 長谷川 哲也	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 部価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成20年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人保護情報ファイル取 扱者数は500人以上か いつ 時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年9月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担 当部署 ②所属長	市民課長 長谷川 哲也	市民課長	事後	
平成30年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年9月1日時点	事後	
平成30年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人保護情報ファイル取 扱者数は500人以上か いつ 時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年9月1日時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅳ リスク対策	_	「リスク対策」様式変更に伴う追加	事後	
令和1年6月30日	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成30年9月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和1年6月30日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 特定個人保護情報ファイル取 扱者数は500人以上か いつ 時点の計数か	平成30年9月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成31年6月1日時点	平成32年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 特定個人保護情報ファイル取 扱者数は500人以上か いつ 時点の計数か	平成31年6月1日時点	平成32年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム 統合宛名システム	国民年金システム 統合宛名システム 総合窓ロシステム	事前	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成32年6月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 特定個人保護情報ファイル取 扱者数は500人以上か いつ 時点の計数か	平成32年6月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第7号別 表第二	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第8号別 表第二	事後	
令和4年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和4年7月1日時点	事前	
令和4年7月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 特定個人保護情報ファイル取 扱者数は500人以上か いつ 時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和4年7月1日時点	事前	
令和5年6月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和5年6月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人保護情報ファイル取 扱者数は500人以上か いつ 時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 特定個人保護情報ファイル取 扱者数は500人以上か いつ 時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	第27号) 第9条第1項及び別表第1 31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため	・行政手続における特定の個人を機別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号) 第9条第1項及び別表 46の項 ・行政手続における特定の個人を機別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令 第24条の2	事前	
令和6年6月28日	I 関連情報 4. 情報選供ネットワークシス テムによる情報選携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第8号別 表第二 【情報開金の模態】第47、48、50の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で並める新教及が情報定める命令 第 26条の2、第26条の3、第20条の4 【情報提供の模態】なし	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第8号別 表 【情報服会の根拠】第72、73、74の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務の抵情報を定める命令 第26条 の2、第26条の3、第26条の4	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策8. 人手を介在 させる作業人為的ミスが発生 するリスクへの対策は十分か	-	十分である。	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策8. 人手を介在させる作業判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徴度や、住基ネット照会を行う際には作儀りだ住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策11. 最も優先 度が高いと考えられる対策最 も優先度が高いと考えられる 対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリス クへの対策	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策11. 最も優先 度が高いと考えられる対策当 該対策は十分か【再掲】	-	十分である。	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策11. 最も優先 度が高いと考えられる対策判 断の根拠	-	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみに 設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素 認証を用いてアクセスするため。	事前	
令和7年10月10日	人数 いつの時点の計数か	令和6年7月1日	令和7年10月1日	事前	
令和7年10月10日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつの時点の計数か	令和6年7月1日	令和7年10月1日	事前	